



平成 22 年 12 月 9 日

各 位

会 社 名 JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長 兼 社長 兼 CEO 河原 春郎
(コード番号 6632 東証第一部)
問合せ先 取締役 兼 CFO 不破 久温
(TEL 045-444-5232)

金融庁による当社に対する課徴金納付命令の決定について

当社は、平成 22 年 8 月 2 日付「課徴金に係る審判手続について」でお知らせしましたとおり、当社に対する平成 22 年 6 月 21 日付審判手続開始決定通知に関し、同通知書に記載された金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実については認めたくえで、新株予約権の行使価額に関する法令解釈について当局と当社との間に相違があったことから、納付すべき課徴金の金額について審判手続において議論を重ねてまいりました。

その結果、本日、金融庁より、納付すべき課徴金の額は、前記平成 22 年 6 月 21 日付通知書記載のとおり、8 億 3,913 万円、納付期限については、平成 23 年 2 月 10 日とする旨の決定書の謄本を受領いたしました。

本決定では、当社の主張は入れられず、新株予約権の募集に係る平成 21 年 7 月 10 日付有価証券届出書について、すでに当社は新株予約権を取得・消却済みで何らの経済的利得を得ていない以上課徴金を課すべきではないという当社の主位的主張に対しては、新株予約権を取得させた後の事情は考慮されないとされ、また、金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号の「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」は、本新株予約権の当初行使価額（116 円）が発行決議日の当社株価終値（58 円）の倍に設定され、当社が行使価額修正をしてはじめて行使されることが想定されていたものであるから、修正がなされた場合の行使価額に基づき算定すべきであるという当社の予備的主張に対しては、計算方法を曖昧、不明確にするおそれがあるとして、当初行使価額に基づき算定することとされ、納付命令勧告がなされた課徴金全額の納付が命じられております。

今後の当社対応につきましては、決定内容を詳細に検討した上で判断し、あらためて開示する予定です。

なお、上記課徴金については、すでに平成 23 年 3 月期第 1 四半期決算において、全額（8 億 3,913 万円）を特別損失として引当て計上済であります。

以 上